

# [ 建築物の全用途が適用用途に該当する ]

## ① 居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途

- イ 保管庫で保管する物品（機械含）の性質上、内部空間の気温・温度を調整する必要がない

自動車車庫、駐輪場、常温倉庫、危険物保管庫（常温）、変電所、上下水道に関わるポンプ場、ガス事業に関わるバナーステーション、人が常駐しない機械等の格納庫など

- ロ 動物の活動の為のもの

畜舎、堆肥者、水産物の養殖場・増殖場で空調する必要のないもの

- ハ 人が継続的に使用しない、移動のためのもの

公共用歩廊など

## ② 高い開放性※を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途

- イ 観覧場その他これらに類するもの

- ロ スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類するもの

畜舎、堆肥者、水産物の養殖場・増殖場で空調する必要のないもの

- ハ 神社、寺院その他これらに類するもの

※壁を有しない、又は常設開放の開口面積/床面積  $\geq 1/20$

